

防衛省との意見交換会（第４回）  
コンサル部門（第２回意見交換会要検討事項）  
議事概要

2025 年 2 月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

## 目 次

### 1 ECI 方式の発注に係る要望について

- (1) ECI 設計業務の年間発注件数、発注規模について
- (2) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について
- (3) 企業及び技術者に求める資格要件、実績について
- (4) 業務委託特記仕様書、入札説明書等の記載内容について
- (5) 業務委託費（官側積算）について（新築・改修・解体・その他）
- (6) その他、ECI 方式の発注について

### 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

- (1) 事業規模等の早期公表、関連事業の公表について
- (2) 入札手続き期間及び申請書類等について

### 3 調査・設計・監理業務の発注について

- (1) 総合設計、設計共同体(同業種 JV、異業種 JV(電気と機械の組合含む))の適用について
- (2) 技術者の資格経験要件（実務経験年数）の緩和について
- (3) 設計業務の業務内容等について

#### 凡例

- ・ \_\_\_\_\_ : 防衛省側における要検討事項
- ・ \_\_\_\_\_ : 協会側における要検討事項

第4回意見交換会での状況説明および回答

## 1 ECI 方式の発注に係る要望について

### (1) ECI 設計業務の年間発注件数、発注規模について

昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。その為、全国で短期間に、かつ多数の基地・駐屯地の施設整備に対応する体制構築が難しい実態があるため、年度発注件数の平準化、適切なロットでの発注や改修、解体、小規模建物新設、仮設建物は DB として実施設計と施工図を一体化など、発注規模等について改善を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ECI 案件は全体で 70 件程度を予定しており、マスタープランが完了した施設から順に進めていく

防衛力整備計画に基づき、最適化事業を着実に進捗させるため、①3ヶ年程度で平準化して発注する考えである（例えば、令和6年度は20件、令和7年度に20件程度、令和8年度以降に30件程度といった様に平準化して発注することを想定している（どこかを突出して計画するようなことは想定していない））

- 令和6年度の発注状況等を踏まえ、競争性を一層高めるため、設計業務の一体性を確保する方策を講じた上で、②分割可能なもの（個別建物の実施設計）を分割して発注する考えである

- 設計施工一括発注方式（デザインビルド）は、消音装置など、施工と製造が密接に係る施設に限り適用しており、隊舎や庁舎などの一般施設への適用は不可

一方で、改修、解体、仮設等の設計においては、既契約分も含め、以下の内容の業務省力化を実施する考えである

- ・改修設計や解体設計における作図範囲・作図枚数の見直し
- ・仮設建物の実施設計について、プレハブメーカーへの再委託を可能とする
- ・耐震診断について、建設年度や設計基準の適合状態を踏まえ、診断が必要な建物を選別

### ①防衛省からの回答

E C I 方式での発注については、令和 7 年度の案件として 4 件を計画しており、1 月上旬に地方防衛局の H P において、発注予定情報を公表している。

今後も、最適化事業の着実な進捗を目的に、建築業界の情勢も踏まえ、発注の平準化や発注方式の検討を行うこととしている。令和 8 年度以降については、防衛省内で今後検討して、適宜情報発信していきたい。

### ②防衛省からの回答

令和 7 年度に計画している E C I 案件については、事業規模も勘案の上、個別建物の実施設計を分割して発注する計画である。

詳細については、公表されている発注予定情報を確認していただきたい。

## (2) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について

社内人員体制の調整・JV 組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について、早期に検討を行う必要があります。発注規模が非常に大きく、受注者側の体制（建築・設備・土木）・人員調整に時間を要する為、公表時期の早期化、より詳細な情報（施設規模、業務規模、金額の目安）の明記、Excel 形式での情報提供など、発注予定情報の提供方法について、改善を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- マスタープランの作成状況として、防衛省HPに掲載。設計業務の発注にあたっては、マスタープランの作成が必須であり、優先順位をつけ作成中である  
発注予定情報については、政府予算案閣議決定後の12月末に公表予定である  
設計業務の公示については、今年度発注と同様の2月頃を念頭においている
- ①発注予定の公表内容について、来年度事案から小規模施設（1,000 m<sup>2</sup>未満）の施設規模等の詳細明示、計画額の価格帯の細分化などの改善を予定している
- ②Excel 方式での情報提供については、対象施設一覧などの情報提供を検討したい

### ①②防衛省からの回答

令和7年度のECI案件においては、業務対象の全施設について、建物の構造・規模及び工事着手予定時期を明記した「対象施設一覧」をExcel形式でダウンロードできるよう改善した。

### (3) 企業及び技術者に求める資格要件、実績について

案件の発注規模が非常に大きく、複数の業種での JV 組成をとる必要があります。その為、共同企業体構成員については、「実績を求めない」、「同種・類似の実績評価の期間の縛りを無くし、実績の有無のみを対象」、「技術者ランクの見直し」など、参加者を増やすために条件緩和を要望します。また、新規参入企業、地元企業の参加がある場合は、評価を加算するなど、参加メンバーの裾野を広げる取り組みを要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 共同体構成員に実績を求めている目的は、不良不適格業者を排除することであり、実績を求めないことはできない

また、業務の共同企業体は乙型（業務分担）であり、それぞれの担当分野に分かれて責任が分担されるため、それぞれの企業に実績を求め、品質の確保が必要と考えている

一方、①実績要件に求める建物規模については、各局の状況を見て緩和ができるか検討したい

- ②代表企業「A」ランクとしている事業に関し「B」ランクも含めるということについては、事業規模から難しいと考えているが、持ち帰り検討する

- 地元企業と JV を組成した際の評価点加点については理由が整理しづらいため困難である

- 技術者ランクについては、今年度の再公示案件から既に③代表企業は「土木」でも可としており、来年度も同様の要件にする考えである

また、業務実績の要件に係る緩和も検討したい（例えば、RC、SRC 造の構造要件に S 造も加えるなど）

### ①防衛省からの回答

令和7年度案件においては、企業に求める実績要件（建物の構造や面積）について、適切に設定するよう、地方防衛局に周知している。

### ②防衛省からの回答

E C I 方式の設計業務は事業規模が大きく、品質確保の観点から、代表企業に「B」ランクを可とすることはできない。なお、業務内容を踏まえ、構成員は「B」ランク以上としており、数多くの企業に参加していただきたい。

### ③防衛省からの回答

令和7年度案件においては、管理技術者に求める業務経験の要件（建物の構造や規模）について、適切に設定するよう、地方防衛局に周知している。

#### (4) 業務委託特記仕様書、入札説明書等の記載内容について

対象施設が多数あるため業務内容が不明確な特記仕様書が散見されます。その為、特記仕様書、入札説明書等の内容については以下について具体的な記載を要望します。「対象施設の詳細な規模数値」、「対象施設の設計スケジュール、期限」、「積算が可能な具体的数量」、「改修設計の業務内容」、「交渉等技術資料作成業務の業務内容」、「必要となる追加業務」、「施工者が実施する技術協力支援業務との関連業務」

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

##### ○ ① 今後は、面積・階数に加え、構造種別を明示する考え

また、抗たん性の有無などの詳細な情報については機微な情報にあたるため、技術提案書の提出者に選定された後に、二次配布資料として提示予定である

##### ○ ② 入札参加者と認識を合わせるために、可能な範囲での人工の明示を検討する

また、想定している改修内容、交渉等技術資料作成業務の業務内容、標準業務に含まれない追加業務等を特記仕様書に明示するなどの工夫を検討する

##### ○ ③ 共通事項の質疑については負担軽減のため、QA 集を HP にて提示することを考えている

#### ① 防衛省からの回答

令和7年度のECI案件においては、発注予定情報において、業務対象の全施設について建物の構造種別を明示している。

また、業務費算出に必要な詳細情報について、二次配布資料にて提示する。

#### ② 防衛省からの回答

令和7年度のECI案件における設計業務については、特記仕様書において、解体設計費、改修設計費、追加業務等で、略算方法により業務費の算定ができない業務については、発注者側が想定している業務人工数を明示することとしている。

また、各施設において想定している改修工事も明示することとしている。

#### ③ 防衛省からの回答

共通的な質疑をまとめたFAQを作成し、事前に周知する予定である。



#### (5) 業務委託費（官側積算）について（新築・改修・解体・その他）

多数の施設が対象であり、かつ建設形態が多岐に渡り委託費の積算が複雑になっております。また、質疑回答の日程も短く、1回の質疑回答では業務内容が読み取れません。官側積算については、以下を要望します。

「適切な難易度係数、複合化係数での算出」、「工事と同様なスライド条項の採用」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「改修において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「追加業務においての参考見積徴収」。「既存図面の有無に起因する業務費の見直し」、「積算基準がない項目についての設計人工の開示」、「解体において図面枚数での算出が実費と乖離しているため適切な算出」、「打合せ回数・出張費等の変更手続き」、「技術提案内容の確認検討費用及び検討期間の確保」

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①適切な難易度係数、複合化係数については出来る限り特記仕様書に明示する  
また、契約後に特殊な条件が付加された場合も設計変更の協議対象とするよう設計条件を明記する
- ②改修においては見積徴取を基本とするよう改善し、各局へ伝達する  
また、歩掛りと乖離している追加業務を検証し、見積を採用するなどの見直しを図る

#### ①防衛省からの回答

令和7年度のECI案件における設計業務については、特記仕様書において、建物毎の難易度係数及び複合化係数の設定の有無を明示することとしている。

特記仕様書に記載されていない条件が付加された場合は、設計変更の協議を行う旨を特記仕様書に明示することとしている。

#### ②防衛省からの回答

改修設計については、改修工事の工事内容を明示するとともに、見積により業務費を算定するよう、各局に周知済みである。

また、歩掛りと乖離している追加業務については、見積による業務費の算定や発注者が想定している人工数を特記仕様書に明示することとしている。

#### (6) その他、ECI 方式の発注について

ECI 設計においては、業務量が非常に大きいことから、前金払等の支払い条件の改善、公告期間中の十分な質問回答期間の確保、同一基地・駐屯地内での DB、ECI 方式の組み合わせによる柔軟な発注などについて、改善を要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①年度毎の支払限度額に対して、業務のどの段階（進捗）で出来高払いができるのかを明確にできるよう検討する
- 複数年の国庫債務負担を用いた契約の前金払いについては、当該年度の出来高の 3 割以内となっているが、②契約金額の 3 割以内とする検討を行っているところ、他の公共工事での前例の提供をお願いしたい
- ③初年度に前金払いがないことについては、予算要求のあり方も含め、見直しを検討している

#### ①防衛省からの回答

各施設の設計進捗に応じて出来高払いができるよう出来高額の算定方法等を検討中である。

#### ②協会からの回答

協会会員各社に確認を行ったものの、他の公共工事等での前例は見つかっていない。

1. 引き続き協会内に設置した契約制度委員会において協力していきたいと考えている。

#### ③防衛省からの回答

今後の E C I 案件について、初年度の前払いが可能となるよう、令和 7 年度案件への対応や今後の予算要求のあり方について、引き続き検討する。

## 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

### (1) 事業規模等の早期公表、関連事業の公表について

建設コンサルタンツ業界は、深刻な人手不足に加え、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、社内人員体制の調整・JV 組成及び協力業者の確保など、受注体制の構築について早期に検討を行う必要があります。

このことから、各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の発注見通しの早期公表、発注見通しに掲載している情報（業務規模（業務費）、業務内容、履行期間）の具体化、情報更新の頻度など、発注予定変更情報の都度更新など提供方法について、改善を要望します。

各地方防衛局が公表している建設コンサルタント業務の事業規模について、事業規模把握のため、可能な限り細分化した工種内容、規模、数量、業務費内訳、業務期間の提示を要望します。

関連する発注業務の進捗状況、測量・地質調査結果は、遂行する業務にとって非常に重要な情報となるため、正確で詳細な情報公開を要望します。測量成果は、設計推進にあたり不備（範囲、地形改変等）がないことを確認頂くか、仕様書に留意点がある場合は記載を要望します。

測量・地質調査等、設計に関わる調査は、設計業務の発注時期より早い時期に発注いただき設計工程に影響がないよう実施頂くことを要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①発注見通しについては、今までどおり4月からになるが、発注概要といった形で、業務規模等を今年度内に公表することを考えている

掲載情報の都度更新については、公表後に入札不成立になった際には、発注ロット等の内容を見直して再公表をしているが、②具体的に情報の変更が生じたら、なるべく速やかに公表していきたいと考えている

- 事業規模の業務費内訳の公表については、一般事業（ECI 方式ではなく）の場合、新設なのか改修なのか、また、その面積を示すことにより、業務費は算出できるものと考えている（標準歩掛があるため）
- 測量調査、地質調査のタイミングと設計業務の入札公告のタイミングは、短期間に公表しているが、基本的には、調査が終わってからその内容を踏まえて実施設計等を発注するようにしている

### ①防衛省からの回答

令和7年度の発注見通し等の作成にあたっては、業務内容に応じた適正な履行期間を確保するよう各地方防衛局に周知した。引き続き、局の発注見通し等の確認を本省内でも行い、適正な履行期間の確保に取り組んでいく。

### ②防衛省からの回答

情報の変更が生じた場合は、一定の件数や事業単位での見直しが完了次第、速やかに公表するよう併せて、周知した。

## (2) 入札手続き期間及び申請書類等について

業務の発注方式において、総合評価方式による発注が増加していると思いますが、公募型プロポーザル方式による発注の増加を要望いたします。

また、入札手続き期間や申請書類等に係る要望とし、公示されてから参加申請書の提出までの期間の延長、技術提案書の提出時期の見直し、同種実績証明等の提出書類の簡素化等を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- プロポーザル方式は、技術的に高度な業務、専門的な技術が要求される業務に適用しており、今後もその考えで実施していくことを考えている

各々のコンサルタント会社の技術力を評価してもらいたいということだと認識しているが、プロポーザル方式は随意契約の一つの類型であることから、対外的な説明の確保が求められる

総合評価方式には、簡易型の各方式（1:1、1:2、1:3）を織り交ぜながら業務内容に応じて発注していくことになる

- ①入札手続き期間については業務内容によって必要な検討期間には差があることから、内容に応じて検討する

- 同種実績証明等の提出の簡素化について、防衛省ではテクリスの写しを提出してもらっているが、公告内容の確認のために追加資料を提出してもらうことが多々ある

テクリス番号のみの場合、要求している内容について社内確認がおろそかになり、結果、追加資料の提出求めることが多くなることを危惧している

テクリスに登録する内容を充実していただければ番号の記載だけでよくなると考えている

#### ①防衛省からの回答

総合評価落札方式の（1:2、1:3）については、技術提案の提出があることから「入札説明書等の交付から一般競争参加資格確認申請書等の受付期限までの期間を、現状10～20日程度としているところを30日程度に延長する予定であり、近日中に改正を予定している。

### 3 調査・設計・監理業務の発注について

#### (1) 総合設計、設計共同体(同業種 JV、異業種 JV(電気と機械の組合せ含む))の適用について

総合設計の場合は建築、設備、土木のメンバーがそろわず参加できないことがあるため、極力控えていただくよう要望します。その上で、総合設計においては、JVでも単体でも参加が可能な条件としていただくよう要望します。

また、JVで参加した場合、代表企業の管理技術者のみに評定点が付与されますが、構成員の技術者も実績として評価されるよう要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 入札の不成立、不調の防止策として総合設計を取り入れた経緯があるものの、その状況下でも不成立が発生していることから、防衛省としても意見を聞きながら今後の方法を検討していきたい
- 要件を満たせば設計共同体だけでなく単体での参加は可能であり、再委託についても活用することができる
- 構成員についても技術者登録をしていただいているが、非常に数が多く、全員に評価点をつけることは困難である

#### ①構成員の代表技術者に限定して評価点を付与することについて検討する

##### ①防衛省からの回答

総合設計におけるJVについては、代表者以外の構成員の代表となる技術者に評価点を付与する方向であるが、具体的な評価の仕方について検討中である。

## (2) 技術者の資格経験要件（実務経験年数）の緩和について

管理技術者の担い手が不足しているため、入札参加促進のためには技術者の資格要件等の緩和が必要となります。このことから、実績のみを要件とする（資格保有を求めない）こと、担当技術者として従事した経験を認めていただきたいこと技術士及びRCCMの適用部門の拡大、管理技術者実績（業務成績評定点および優秀業務技術者顕彰）の有効期限拡大（2年⇒5年）を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 品確法で、公共工事においては内容に応じた知識、技術を有する者を活用することが定められているので、資格を求めている

建築、設備の設計、監理においては、建築士法で一級建築士、建築設備士の関与が必要とされているため、監理技術者の要件として実績のみとすることは困難と考えている

- ①現在認めている技術士、RCCMの技術部門以外にも設計の内容に応じて部門の拡大を検討する

- 建設工事の場合は年度をまたいで長期間に及ぶことから、管理技術者の評定点の有効期限を5年間としている

②設計でもECIをはじめ長期間に及ぶ業務が増えていることに鑑み、管理技術者評定点の有効期限延長を検討する

#### ①防衛省からの回答

自衛隊施設及び米軍施設の設計等の内容を踏まえ、管理技術者及び照査技術者の資格要件等について、技術士の関連部門やRCCMの資格拡充を図ることを地方防衛局に周知した。一例として、設計例の一番多い土木付帯工事設計については、下水道部門を追加することとした。

#### ②防衛省からの回答

管理技術者の実績（業務実績、業務成績評定点及び優秀業務技術者顕彰の有効期限拡大）については、業務期間が単年度と2箇年の業務が9割程度を占めているがこれらの統計データを踏まえ、現在、どのような措置が適当か検討しているところである。

### (3) 設計業務の業務内容等について

設計業務の業務内容等について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

- ア 設計業務（一般業務）の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として「建物用途と合致しない建物の割増や実費加算方式による算出」、「米軍施設における割増や追加業務費の算定」、「建築・設備の分割発注の場合の業務費低減の見直し」、「定期的な歩掛調査の実施」、「実施設計における基本設計に該当する作業の業務費の計上」、「意図伝達業務の発注」、「設計協議等の適切な経費計上」
- イ 設計業務（追加業務）に係る改善要望／提案として、「参考見積の活用による費用計上」、「仕様書に記載のない業務が追加になった場合の柔軟な設計変更」、「年度跨ぎの変更の場合の新年度単価への見直し」等
- ウ このほか、「隊舎の個室による、建物類型の変更（寄宿舍→宿泊施設）」、「業務途中段階での条件変更対応に対する設計変更対応」を要望／提案します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 建物用途については、自衛隊施設や米軍施設の特徴を踏まえて、告示による建築物の類型・用途に当てはめて積算している  
また、①必要に応じて通常の歩掛に追加業務で計上する考えであり、今後とも情報を収集しながら適切に対応していく  
なお、②建物用途に合致しない積算の事例があれば情報提供してほしい
- 米軍施設において割増が必要な項目は、追加業務としてみているが、受注者の責によらない手戻り等により、受注者の業務量が増加する場合、③受発注者間で協議して契約変更を適切に行うよう各局に周知していきたい
- ④建築・設備の分割発注の場合の業務費低減の見直しについて検討する
- ⑤受注者の責によらずに設計協議等が増加する場合、適切に精算する考えである
- 契約途中に追加で必要になった業務については、受発注者間で十分に協議して必要な経費を計上して契約変更すべきと考えている  
⑥追加業務については、見積を取って積算していくよう各局に周知する  
なお、⑦追加業務が適切に見られていない事例があれば情報提供してほしい



### **①防衛省からの回答**

自衛隊施設及び米軍施設の特徴を踏まえ、建築基準法の告示の建築物の類型や用途にあてはめ積算を行い、それに当てはまらない特殊な設備等の設計が必要な場合は、追加業務として仕様書に記載し、費用を別途計上するよう各地方防衛局に周知した。

### **②協会からの回答**

格納庫については、その用途を「倉庫」として積算しているが、「工場」として算出してほしいとの意見があった。また、隊舎についても、その用途を「寄宿舍」として積算しているが、今回の隊舎は個室等になるため、「宿泊施設」としていただきたいとの意見があった。

今後もこのような事例があれば情報共有させていただきたいと考えている。

### **③防衛省からの回答**

受注者の責によらない手戻り等により受注者の業務量が増加する場合は、受発注者間で協議して契約変更を適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

### **④防衛省からの回答**

これまで、建築・設備設計を分割発注する場合は業務費を低減することとしていたが、今後は、建築設計業務において、設備設計の内容を十分に把握し、設備に関する設計を取りまとめる業務を実施することを踏まえ、低減を行わず算定するよう各地方防衛局に周知した。

### **⑤防衛省からの回答**

受注者の責によらずに設計協議の打ち合わせ回数などが増加した場合は、その費用については、適切に計上するよう各地方防衛局に周知した。

#### **⑥防衛省からの回答**

追加業務の積算については、複数の建設コンサルタント会社から追加業務に対する人・時間数の見積を徴取し、その費用を計上するよう各地方防衛局に周知した。

#### **⑦協会からの回答**

土木設計において、他で不調になった案件の見積をそのまま追加変更金額に採用し、当該案件の当事者の見積が徴収されなかったケースがあった。

なお、国土交通省のように、土木設計業務等変更ガイドライン(H27.3)があれば、発注者・受注者双方にとって手続きが明確になるのではないかと考える。

防衛省との意見交換会（第４回）  
コンサル部門（第３回意見交換会要検討事項）  
議事概要

2025 年 2 月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

## 目 次

### 1 調査・設計・監理業務の発注について

- (1) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について
- (2) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について
- (3) 発注時期、発注ロット（受注者目線による適正なロット等）について
- (4) 業務の同種実績・類似実績について
- (5) 業務特記仕様書の記載内容（不明瞭な部分、追加すべき仕様）について
- (6) 発注者から提供される設計と条件の資料（部隊要望）の内容について
- (7) 業務期間が複数年度に跨がる設計業務の部分払いの設定や支払回数について
- (8) 工事監理業務の発注について
- (9) 発注者の体制等について
- (10) 新築・改修・解体について
- (11) 技術支援業務について

### 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

- (1) 秘密の保全措置について

### 3 その他（情報提供希望事項等）について

- (1) 防衛省に情報提供してもらいたい事項について

#### 凡例

- ・ \_\_\_\_\_ : 防衛省側における要検討事項
- ・ \_\_\_\_\_ : 協会側における要検討事項

第4回意見交換会での状況説明および回答

## 1 調査・設計・監理業務の発注について

### (1) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について

昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。

企業として取り組み体制を構築するためには相応の時間が必要なため、できる限り早期に詳細な発注情報を公表していただくことを要望します。

## ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 第2回意見交換会において説明したとおり、①R7年度事業については調査・設計業務について、できる限り詳細な情報を公表するとの方向性で進めている

### ① 防衛省からの回答

令和7年度事業の調査・設計業務の発注見通しについては、一般的な事業は、これまでどおり各局において4月に公表することとし、できる限り早期に公表できるよう進めています。

## (2) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について

業務規模に見合った工期を設定していただくほか、正当な理由で工期が延長となった場合には相応の費用と期間をいただくことを要望します。

また、米軍業務では設計工期内に米側のコメントが出揃わず、設計完了後に出てくることがありますが、この対応については追加業務としての費用と必要な期間を見ていただくことを要望します。

このほか、監理業務の工期が延長となる場合、適切に必要な費用を追加計上することを要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 発注者側の都合により、ある程度の規模をまとめて発注しなければならない場合もあるものの、①本日の要望については各地方防衛局等に周知する
- ②受注者側の責によらない業務期間の延長が生じた場合には、受発注間で協議の上、必要期間を確保できるように対処する
- ③設計内容が追加される場合は、必要な費用を計上することとする
- ④監理業務が延長される場合には、必要な人日数を計上することとする
- 米軍業務については、発注者側の都合により必要となった費用の計上、及び履行期間の確保について適切に進めたい

#### ①防衛省からの回答

令和7年度の発注見通し等の作成にあたっては、業務内容に応じた適正な履行期間を確保するよう、各地方防衛局へ周知した。

#### ②防衛省からの回答

受注者側の責によらない業務期間の延長が生じた場合は、受発注者間で協議の上、業務期間を確保することを各地方防衛局に周知した。

**③防衛省からの回答**

受注者の責によらず設計内容が追加される場合は、受発注者間で協議の上、必要となる費用を計上するよう各地方防衛局に周知した。

**④防衛省からの回答**

監理業務が延長される場合には、必要な人日数を受発注者間で協議の上、必要となる費用を計上するよう各地方防衛局に周知した。

### (3) 発注時期、発注ロット（受注者目線による適正なロット等）について

各地方防衛局等の発注が同時期となるため受注しづらくなっています。局等間で調整していただき、局等間での平準化した発注を要望いたします。

また、第一四半期は業務発注が比較的少ないので、この時期に発注していただき、年間を通じた発注の平準化することを要望します。

このほか、業務効率が悪化する発注ロット（履行場所が異なる施設を一つのロットで発注、完了時期が異なる施設を一つのロットで発注）とすることは、やめていただくことを要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①R7年度以降については、(R6年度の第1／四半期に公告しなかった局等においても)第1／四半期から公告することを進めていきたい
- 局等をまたいで発注時期の平準化を図ることは難しいが、②できる限り詳細な発注情報を提供するとともに、準備可能な事業は第1／四半期から進められるものは発注していきたい
- 今年度は建物をまとめて大きなロットとすることにより、発注件数を絞ることを考えていたものの、地元からロットが大きすぎるとの指摘があったことから、③最適なロットについては、引き続き検討を進めていきたい

#### ①防衛省からの回答

令和7年度の発注見通し等の作成にあたっては、受発注者の業務平準化の観点から、発注準備が整った事業は早期発注するなど、発注時期が集中しないよう計画的に進める旨、各地方防衛局に周知した。

#### ②防衛省からの回答

令和7年度事業の調査・設計業務の発注見通しについては、一般的な事業は、これまでどおり各局において4月に公表することとするが、業務期間に制約等がある事業については、早期入札公告を行っていく。

#### ③防衛省からの回答

令和7年度の発注見通し等の作成にあたっては、令和6年度の不調・不成立の実績を分析し、地元業界団体等との意見交換等を行い、分離・分割又は大型ロット化の設定を行い発注するよう各地方防衛局に周知した。



#### (4) 業務の同種実績・類似実績について

管理技術者の担い手が不足しているため、入札参加促進のためには技術者の同種・類似実績の要件緩和が必要となります。

このことから、監理業務においては、官公庁のOBを有効に活用するため、発注者(管理者)としての実績も採用していただくことを提案します。

また、重要施設における品質確保の観点から、防衛施設としての特性が強い施設においては同種業務での実績を厳しく設定することを提案します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 監理業務における同種・類似実績の要件については、官公庁での実績（監督官でも管理者でも）を評価するようになっている
- 人手不足の観点から実績要件緩和に係る要望があることは理解できるが、防衛省としては、防衛省の発注業務の経験者に担当していただく方が品質確保に有利と考えている
- 要件の緩和によって、**①防衛省の発注業務に係る経験が豊富な技術者を未経験技術者と同列に扱われることに関して、受注者側の意見を協会でまとめてほしい**

#### **①協会からの回答**

防衛省の発注業務に関して豊富な経験を有する技術者については、総合評価において差別化を図っていただきたいという意見が多数であった。

なお、上記については、協会内に設置する契約制度委員会において具体的に検討し、防衛省に報告させていただきたいと考えている。

(5) 業務特記仕様書の記載内容（不明瞭な部分、追加すべき仕様）について

各地方防衛局等と部隊要望に隔たりがみられることがあるので、業務発注前の事前調整・相互確認を要望します。

米軍施設は設計当初に計画が定まっていないことが多く、OBRが仕様書の記載よりも多く開催されることがあるため、精算対象としていただきたく存じます。

また、宿泊費等が高騰しており、各局等の積算金額と実態が乖離しているため、実勢価格での精算を認めていただくことを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①受注者側の責によらない費用増については、受発注者間で協議の上、追加費用を計上することとする
- ②宿泊費については、防衛省の職員の旅費算出と同様の扱いにしていることから、現在のところ、実費精算に変更する予定はない

①防衛省からの回答

仕様書に記載されている米軍との設計会議（OBR）の回数については、受注者の責によらずに設計協議の打ち合わせ回数などが増加した場合、その費用を適切に計上するよう各地方防衛局に周知した。

②防衛省からの連絡

宿泊費については、実費精算を行う方向で検討していきたい。

#### (6) 発注者から提供される設計と条件の資料（部隊要望）の内容について

業務着手時点で部隊要望ができてない、質疑に対する回答が遅れる、業務途中で新たな要望が出される等の理由により設計工期を圧迫することが散見されます。

また、作業が進行した後で新たな要望が出されることもあり、手戻りが発生します。

受注者の責に帰さない理由により、作業の遅れや手戻りが発生した場合は、協議の上で工期延長していただくことを要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①「測量が終わっていない」、「部隊要望ができていない」等については、各地方防衛局等の職員を指導し、適切な執行に努める
- ②受注者の責に帰さない理由により作業の遅れや手戻りが発生した場合には、受発注者間で協議の上、契約変更等の対応を行うこととする

##### ①防衛省からの回答

業務着手時点で測量が終わっていない、又は、部隊要望ができていないなどの事由による設計工期の圧迫及び手戻りの発生については、設計業務の監督官が業務のスケジュールを把握するよう努め、部隊要望が必要となる時期などを事前に受注者と調整し、その期限までにユーザー側に必要な資料の提出を求めるなどの対応を行うよう地方防衛局に周知した。

##### ②防衛省からの回答

受注者の責に帰さない理由により作業の遅れや手戻りが発生した場合には、受発注者間で十分に協議を行い、業務期間の延長の契約変更を行うなど、適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

(7) 業務期間が複数年度に跨がる設計業務の部分払いの設定や支払回数について

発注ロットの大型化に伴い業務が複数年度にまたがる傾向があります。受注者が希望する場合には、前金払いを含め、年度毎の支払いを認めていただくことを要望します。

監理業務は複数年度にまたがるのが基本であり、業務期間が2年以上となる事案も多くあります。毎年度、物価、人件費が高騰していることを考慮し、2年目以降の技術者単価については物価変動による単価の見直しをしていただくよう要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 第2回意見交換会において要望があった前払い金については慎重に検討を進めており、事例の収集を行っているところである（業務の場合は契約金の30%、工事の場合は40%を前払い金として支払いができるように検討を進めている）

独立行政法人や自治体の事例は収集できたものの、①国発注の工事や業務については、実績の確認には至っていないため、協力をお願いしたい

- 工事でスライドを導入した際、その後生じた物価の下落に伴う金額の見直しに対して業界からの反発が大きかったことから、②スライド条項の適用については、今後慎重に検討する必要があると考えている

①協会からの回答

協会会員各社に確認を行ったものの、他の公共工事等での前例は見つかっていない。  
引き続き協会内に設置した契約制度委員会において協力していきたいと考えている。

②防衛省からの回答

スライド条項については、今後、スライド条項を付すための検討作業を進めていきたい。

#### (8) 工事監理業務の発注について

工事監理業務の発注について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

ア 工事監理業務の責任区分に係る改善要望として、「工事中の設計変更は、工事監理者の業務対象外とし、元設計者で対応」、「一時中止が長期間となる業務の場合、担当者変更柔軟に対応」、「建築士法の規定を踏まえ、異業種 J V の場合、建築コンサルを代表者企業に指定」

イ 工事監理業務の業務内容に係る改善要望として、「技術者の配置実態に合わせた技術者ランクの見直し」、「現場以外での業務を認める等、特記仕様書記載の人日数の考え方の見直し」

ウ 業務費用に係る改善要望として、「工事中止となった場合の追加費用の計上」、「設計成果の照査に係る費用の計上」、「宿泊を伴う業務における技術者単価の見直し」

エ このほか T V 会議システムの導入等による業務の効率化を要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 工事中の①大幅な設計図の変更（構造計算の見直しを必要とするもの）については、工事監理業務の範囲外として、別途設計業務の委託をするよう努めていく
- 一時中止が長期間に及ぶ場合、②受発注者間で協議の上、担当者を臨機応変に変更できるように努める
- 建築士法上の工事監理業務を異業種 J V が行う場合、当該業務に関わる代表構成員又は構成員は、建築事務所登録が必要、ただし、代表構成員又は構成員のいずれかが登録していれば、問題ないと考えている
- 技術者の配置実態に合わせた③技術者ランクの見直しについては、業務の内容に応じて適切に特記仕様書に記載していきたい。また、技師 C では対処できない業務を監督官が指示する場合、技師 A の方と調整する等、適切に対応していきたい
- 現場以外での業務を行う場合においても、遠隔臨場や情報共有システム等を積極的に活用することにより、業務日数を変更することなく監理業務を進めていくことが可能と考えている
- 工事中止期間中に、追加業務を指示する場合、受発注者間で協議の上、適切に費用計上すべきと考えている
- 一時中止期間中の待機料については、技術者の人日数を積み上げて監理業務を契約しているため、当該期間費用を考慮することは非常に難しい。ただし、一時中止によりどのような問題が生じるのかを受発注者間で十分に協議する必要があるものと考えている

- 監理業務において、設計の照査に関し、改めて設計の根拠資料を集めるなど、本来の業務以外の内容を実施することのないように努める
- ④TV 会議システムの導入等による業務の効率化については、現在、web 会議を活用する等積極的に進めているところである。ただし、適用を始めたばかりでもあることから、何か不具合があれば今後も改善を検討していく。そのため、協会でも遠隔臨場の効果などを会員企業にヒアリングを行い、結果を共有していただきたい。また、工事監理業務以外のコンサルタント業務において、近々にも情報共有システムを活用することで、業務全般の効率化、品質向上を図ることを予定している
- ⑤監理技術者の複数登録については、調査の上、後日回答する

#### ①防衛省からの回答

工事中の設計変更については、工事監理者の業務対象外とし元設計者で対応するなど、適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

#### ②防衛省からの回答

工事の一時中止が長期間となる場合は、監理業務の担当者の変更について、受発注者間で協議の上、臨機に対応するよう各地方防衛局に周知した。

#### ③防衛省からの回答

技術者ランクについては、管理技術者を技師A、担当技術者を技師Cとして特記仕様書に記載していることが通例ではあるが、通常よりもさらに高い技術を要する特殊な業務、例えば、大型事業のCM業務などは、その内容に応じた技術者ランクとして特記仕様書に記載するなど対応すること。また、技師Cでは対応できない業務を監督官が指示する場合は、技師Aと調整するなど、適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

#### ④防衛省からの回答

昨年12月16日付で発出した通知文書により、コンサルタント業務を対象に情報共有システムを、原則、適用とすることとしている。これにより、大容量データの受け渡しやweb 会議等に本システムを活用し、受発注者の業務効率化や品質向上を図っていく。

#### ⑤防衛省からの回答

特記仕様書に記載している担当技術者の人日数分を1名で実施しなければならないとの規定はないため、受注者から担当技術者の複数登録を提案された場合は、これを認めるなど、適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

### (9) 発注者の体制等について

業務受注者の負担軽減及び業務効率化の観点から、発注者の体制について、次の事項を要望／提案をさせていただきます。

- ア 発注者の体制等に係る要望／提案として、「ワンデーレスポンスへの過度な対応」、「発注者の検査における検査内容や書類様式の統一」、「工期内検査が増えた場合の費用の精算」、「意図伝達業務の追加」、「基地等への立入り申請期間の短縮」
- イ 発注者（監督官）への改善／提案として、「部隊要望への回答期間の短縮」、「厳しすぎる資料提出期限の設定」、「部局間での確実な情報共有」、「国交省で実施されているウィークリースタンスの導入」等このほか、監督官が多忙なため協議日程の設定に余裕がない等の意見がありました。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ワンデーレスポンスについては、質問に対して即日中に回答を要請する等、①受注者に対して過度な要請を行わないよう各地方防衛局等に周知していきたい。なお、②このような事例があれば、本省に知らせていただきたい
- 検査の内容や書類様式については、業務毎に検査の内容が異なるため、全てを統一することは難しいと考えている
- 工期内検査が増えた場合の費用の精算については、③特記仕様書に記載されている回数を大幅に超えることとなる場合、受発注者間で別途協議するよう各局等に周知する
- 工事業者への設計内容の意図伝達については、対象工事において、工事連絡会議を開催し、設計業務の受注者に参加してもらい、工事の規模・難易度等を考慮し、よりお詳細な設計内容・条件等を連絡するようにしている
- 基地等への立入り申請期間の短縮については、基地毎に様々なルールがあり、全て統一するのは難しい。④各局等において、立ち入り申請関係の説明会を実施して円滑に効率よく進められるようにしていきたい
- ⑤部隊要望に係る調整については、部隊の規模や要望内容に応じて回答に時間を要する場面があることを理解いただきたい。要望が提示されるまでに時間を要する場合は、担当者にもその旨を伝えてもらいたい。各局等にも適切に対応するよう指導していきたい
- ⑥部局間(各局等を含めた省内)での確実な情報共有については、適時適切な情報共有を図り、業務の推進に努めていきたい
- 国土交通省で実施されている⑦ウィークリースタンスの導入については、様々なメリットがあることを踏まえ、防衛省においても実施していくよう努めていきたい



### **① 防衛省からの回答**

「工事担当部署の長は、監督業務が円滑に実施されるよう工事監督官が執った措置について把握し、助言等を行うものとする。」を改めて周知するとともに、受注者へ過度な資料要求等を行わないよう、各地方防衛局に注意喚起を行った。

### **②協会からの回答**

アンケートによると、金曜日の夜に指摘・質問があり、当日中に回答してほしいという指示があったとの事例があった。今後もこのような事例があれば情報共有させていたきたいと考えている。

### **③防衛省からの回答**

工期内検査が増えた場合は、先に仕様書等で示している人日数の範囲内で実施してもらうように調整するものとするが、その人日数では実施できなくなった際には、受発注者間で十分に協議し、必要に応じて、人日数を追加するなど適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

### **④防衛省からの回答**

特に最適化事業等で事業量が多い基地等については、令和7年度から必要に応じて業務及び工事に伴う基地等への立入りに関する説明会を開催できるよう各局と調整を進めている。具体的な基地、駐屯地の入門申請に長期間を要するような事態があれば連絡いただきたい。

### **⑤防衛省からの回答**

ワンデーレスポンスの周知に併せて、部隊要望に係る調整についても、受注者が手戻りや手待ちとならないように密に回答期日等を調整のうえ、対応するよう各地方防衛局に周知した。

### **⑥防衛省からの回答**

部局間での確実な情報共有については、ネットワーク上の掲示板を活用しリアルタイムで同一の情報が共有できるよう検討を進めている。

#### ⑦防衛省からの回答

月別週休２日制の対応や労働基準法の改正に伴う取組みとして、ウィークリースタンスを推奨しつつ、特に、発注者からの依頼事項については、土日等を考慮した回答期日を設けるなどを各地方防衛局へ周知して対応する。

#### (10) 新築・改修・解体について

各新築・改修・解体設計の業務内容等について

ア 新築の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「略算方式で建物用途と合致しない建物や米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出」、「管理技術者や担当技術者の技術者ランクに見合った単価の採用」、「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」

イ 改修の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」、「既存建物の仕様と改修後に必要な性能（保有水平耐力等）等が不明瞭」

ウ 解体の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「既存図面作成の省力化・簡素化」、「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」

エ このほか、「職種間の工事区分の明確化」、「成果品の CAD データ形式の多様化」等について、要望／提案します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ①「略算方式で建物用途と合致しない建物や米軍施設の場合の割増、及び実費加算方式での算出」については、実際の業務内容を特記仕様書に記載し、左記に基づき積算計上するように各地方防衛局等に周知していきたい
- ②通常よりもさらに高い技術を要する業務の場合、技術者ランクに見合った単価を採用できるように業界の意見を伺いながら、必要となる技術者単価を計上する
- 「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」については、用途毎に業務量を算出している。今後も特記仕様書に明確に記載する等適切に対応していく
- 「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」については、③改修の内容に応じた図面枚数を記載した上で、積算の際に、複数の建設コンサルタント企業から内容に応じた人日（時間）数を見積もらい、これらを比較し採用することで適切な費用を計上していく
- 「既存建物の仕様や改修後に必要とされる性能等が不明瞭」については、④適切に特記仕様書に記載するように努める
- ⑤解体対象物の既存図面がない場合の図面作成については、数量を拾うことができる程度の必要最小限で良いと考えており、その旨を特記仕様書に記載する等の対応を予定している
- 「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」については、⑥建物の規模や内容に応じて、ステップ毎に解体を行う必要がある場合、見積徴取して適切に費用を計上できるように対応したい

- 「職種間の工事区分の明確化」については、⑦全ての資料整理を幹事会社に任せるのではなく、業種に応じてそれぞれの会社に業務整理を依頼したほうが良いとの内容で各局等に周知する
- 「成果品の CAD データ形式の多様化」については、防衛施設設計業務に係る電子納品手引きに基づき、国際標準に沿ったハード CAD データ交換標準規格である SXF 形式を原則としているためご理解願いたい

#### ①防衛省からの回答

略算方式で建物用途と合致しない建物、米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出については、設計業務の積算で一般業務の適用外となる設計部分を追加業務として、その業務内容を特記仕様書に記載した上で費用を適切に計上するよう各地方防衛局に周知した。

#### ②防衛省からの回答

技術者ランクについては、管理技術者を技師 A、担当技術者を技師 C として積算することが通例ではあるが、通常よりもさらに高い技術を要する特殊な業務、例えば、大型事業の CM 業務などは、その内容に応じた技術者ランクとして積算するなどの対応を行うよう各地方防衛局に周知した。

#### ③防衛省からの回答

改修設計の特記仕様書には、改修内容に応じた図面枚数を記載した上で、積算の際には、複数の建設コンサルタント会社から人日数の見積りを徴取し、適切に費用を計上するよう各地方防衛局に対応を周知した。

#### ④防衛省からの回答

改修工事の設計業務を発注する際には、特記仕様書へ改修工事の具体的な内容や既設図面の貸与などの設計条件を明示することとし、業務実施に当たっては改修後の必要な性能について、監督官から指示するよう各地方防衛局に周知した。

#### **⑤防衛省からの回答**

解体設計において作成する図面については、特記仕様書に作成する図面の内容を明示するとともに、解体対象物の既存図面がない場合の図面作成について、数量を拾うことができる程度の必要最小限とするなどを記載し、省力化・簡素化を行うよう各地方防衛局に周知した。

#### **⑥防衛省からの回答**

ステップ毎に解体を行う必要がある場合など複雑な解体を伴う場合は、建物の規模や内容に応じてその内容を特記仕様書に記載し、複数の設計コンサルタント会社から必要となる人日の見積りを徴取し、適切に費用を計上するよう各地方防衛局に周知した。

#### **⑦防衛省からの回答**

職種間の区分について明確化するなど、適切に対応するよう各地方防衛局に周知した。

### (11) 技術支援業務について

技術支援業務の内容等について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

ア 業務内容（設計内容の反映、設計者側の作業量）に係る改善要望／提案として、「作業内容の明確化」、「常駐要件の緩和」、「作業スケジュールの明確化」、「米軍設計にかかる業務費用の見直し」「働き方改革等の観点から作業の平準化」、「契約期間終了後の作業依頼の是正」等

イ 業務費の積算等に係る改善要望／提案として、「打合せや検討等の業務費の経費計上」、「追加作業発生時の設計変更での対応」、「提案内容の採用における設計責任について、3者（発注者、施工者、設計者）の明確化」等

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「作業内容の明確化」・「作業スケジュールの明確化」については、技術支援業務の特性上、業務の一つ一つの詳細を記載するには限界があることをご理解願いたい。ただし、①業務実施の際には、現実に即した適切な期限を設定することを心がけたい
- ②「常駐要件の緩和」については、各社にヒアリングしつつ、適切に実施してもらえ  
る範囲となるように発注することが必要と考えている。今後とも各地方防衛局等において意見交換させていただきたい
- 「米軍設計にかかる業務費用の見直し」については、③一般業務として含まれない部分を特記仕様書に追加業務として記載し、積算についても可能な限り積み上げていきたいと考えている
- 「契約期間終了後の作業依頼の是正」については、④契約期間終了後に作業依頼を行わないように周知徹底していく
- 「提案内容の採用における設計責任について、3者（発注者、施工者、設計者）の明確化」については、本来あってはならないことであるが、設計ミス等の事象が発生した場合には、3者で真摯に丁寧に協議することが重要である。また、施工者、設計者の責に因らない設計の見直しや修正工事等については、発注者として適切に対処して参りたい

#### ①防衛省からの回答

技術支援業務の特性上、特記仕様書などに業務の一つ一つの詳細を記載するには限界はあるが、技術者に作業を実施してもらう際は、現実に即した作業期間や期限を設定するなどの対応をとるよう各地方防衛局に周知した。

#### ②防衛省からの回答

業務の常駐又は巡回については、発注にあたり、実績のある企業などと意見交換を行うなど、実施可能な業務内容を設定することに努めるよう各地方防衛局に周知した。

#### ③防衛省からの回答

米軍設計において、設計業務の積算で一般業務の適用外となる設計部分について追加業務とし、その業務内容を特記仕様書に記載した上で費用を適切に計上するよう各地方防衛局に周知した。

#### ④防衛省からの回答

契約期間終了後には作業依頼を行わないよう徹底した。

## 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

### (1) 秘密の保全措置について

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有及び信頼関係維持のため、必要不可欠なものであり、コンサルタント業務においても秘密保全措置の徹底は重要な事だと考えております。

このことから、コンサルタント会社の秘密保全措置を迅速かつ確実に秘密保全措置を遂行するため、「秘密保全窓口の設置」による秘密保全に関する質問に対する迅速な回答（指導）を要望します。窓口の設置は、新規参入企業等の入札参加の促進にも寄与するものと考えます。また、秘密保全措置を確実に実施するために、機密レベルに対応した秘密保全措置の方針をガイドライン化と、保全に係る関わる費用の適正な積算規定化・実費精算を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「秘密保全窓口の設置」については、質問・相談に対して一元的に回答できる窓口を設置することを考えている
- 秘密保全に関する訓令、通達、ガイドライン等が発注者用、受注者用と複数存在しており、新規参入業者にとっては分かりにくい状況になっているものと認識しているため、**①手引きを作成の上、公表したいと考えている**
- 情報セキュリティ基準（「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項」）については、建設工事、及び建設工事に付随する測量等調査・設計・監理業務については対象外であるため適用しない
- 秘密の保全に係る費用については、**②保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載することとし、実際に要した費用については、内容を確認した上で適切に対応をしていく**

#### ① 防衛省からの回答

秘密保全に関する訓令、通達、ガイドライン等をまとめた形の手引きについては鋭意作成中である。

#### ②防衛省からの回答

秘密の保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載し、実際に要した費用については、特約条項により内容を確認した上で受注者から実績額報告書の提出を受けて適切に計上し、完了時までには精算変更を実施するよう対応するよう改めて各地方防衛局に周知した。



### 3 その他（情報提供希望事項等）について契約制度・契約手続きについて

#### （１）防衛省に情報提供してもらいたい事項について

最も要望が多かったのが、「最適化事業を含めた今後の展望等（R7 年度予算等）」の 27 件であり、次いで「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」13 件、これに「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」7 件となっています。また、「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」2 件、「その他の施策（木材の利用促進、太陽光パネルの設置等）に係る防衛省の考え方」2 件が同数で続いています。

その他（自由意見）については、適切な業務費の算出、建築的な施し（デザイン等）に係る追加業務の採用、業務評定点の仕組みの改善等の意見がありました。また、設計変更に係る基本的な考え方（ガイドライン等）の公開や最低制限価格制度の導入、セキュリティ基準に関する情報提供や積算内訳書の事後公開等の要望がありました。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「最適化事業を含めた今後の展望等（R7 年度予算等）」については、説明会を開いて欲しいという要望が多いため、①説明会を通して、令和 7 年度の予算案の状況を情報提供していきたい
- 来年度の ECI 発注のスケジュールは決定していないが、予算案が閣議決定する 12 月末には公表したいと考えている。令和 6 年度は 2 月中旬の発注であったが、令和 7 年度も同様と考えている。なお、②入札手続きの期間をもう少し長くにとって欲しいという要望もあったため、見直していきたい
- ③「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」については、ホームページで分かりやすく掲載していきたい
- 「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」については、現在、工事と最適化事業の設計業務ではスライド条項を付しているが、それ以外の業務等については、工事でスライドを導入した際、その後生じた物価の下落に伴う金額の見直しに対して業界からの反発が大きかったことから、④スライド条項の適用については、今後慎重に検討する必要があると考えている
- 「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」については、受注者との雇用関係において、情報の保全が確保される必要があるため、入札参加の際に誓約書を提出していた（情報の保全に万全を期すことを誓約する旨の内容が含まれている）
- 「木材の利用促進や太陽光パネルの設置等」については、更なる木材利用を促進する

ため、通達を改正（適用範囲を追加する等）している。また太陽光発電については、2030年度までに設置可能な建築物の50%以上に設置するという事で計画を進めており、各要求機関と合意した場所に太陽光発電の導入していく予定である

- 「適切な業務費の算出」については、**⑤必要となる業務を特記仕様書等に記載し、確実に費用を計上することとする**
- 「建築的なデザインを要する建物」については、これまで通り基本検討業務を発注し、プラン検討を行っていきたい
- 「業務評定点の仕組みの改善」については、業務の内容や難易度を考慮して適切に評価していく
- 「設計変更に係る基本的な考え方（ガイドライン）」の公開については、工事のように複雑かつ多岐にわたるものではないものと考えているため、改めてガイドラインを作成することは考えていない
- 「最低制限価格制度の導入」については、国が発注する工事の場合は、会計法、予算決算及び会計令の規定に基づき、調査基準価格を設定していることから、最低制限価格制度の導入は考えていない
- 「セキュリティ基準に関する情報提供」については、通常の建設工事関連で適用することはほとんどないと考えている。なお、**⑥秘密の文書等を取り扱う場合は、見積徴取等により積算し、適切に計上していきたい**と考えている
- 「積算内訳書の事後公開等」については、比較的分かりやすい積算体系になっていることから、今のところ公開することは考えていない。なお、**⑦公開しなければ入札参加等の支障になるということであれば、引き続き意見をいただきたい**

#### **①防衛省からの回答**

「防衛省からの連絡事項」や「最適化事業におけるECI技術業務の進め方」において説明。

今後も説明や講習会の要望があれば、可能な限り対応していく。

#### **②防衛省からの回答**

令和7年度発注予定のECI方式の設計業務については、令和6年度と比べ、1か月強長く入札手続き期間を設定している。

- ・入札公示から参加表明書提出期限まで：20日（R6は10日程度）
- ・選定通知から技術提案書提出期限まで：15日（R6は11日程度）
- ・特定通知から見積合わせまで：25日（R6は12日程度）

注）各日数は営業日

### **③防衛省からの回答**

入札・契約制度に関する直近の取組状況については、省HPの「お知らせ」（ホーム→予算・調達→入札・契約制度→お知らせ）で確認できるようにしている。また、貴協会の会員専用ページで分かりやすく防衛省HPのリンク先を掲載していただいた。

### **④防衛省からの回答**

スライド条項については、今後、スライド条項を付すための検討作業を進めていきたい。

### **⑤防衛省からの回答**

業務内容を特記仕様書に的確に記載することとし、特に追加業務については、必要となる業務内容を特記仕様書に記載した上で、複数の設計コンサルタント会社から人日数の見積を徴取し、適切に費用を計上するよう各地方防衛局に周知した。

### **⑥防衛省からの回答**

秘密の保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載し、実際に要した費用については、特約条項により内容を確認した上で受注者から実績額報告書の提出を受けて適切に計上し、完了時までには精算変更を実施するよう対応するよう改めて各地方防衛局に周知した。

### **⑦協会からの回答**

積算精度の向上は、企業の受注（業績）を伸ばすために重要な要素であるため、受注/非受注に関わらず、常にコンサルは入札結果を検証している。

事後公開していただければ、その積算精度を向上させられることになるものの、公開されないことが、入札参加の支障になるといった性質のものではないと考えている。